

専門研修病院見学支援事業実施要領

1. 目的

県内外の臨床研修医に対し、専攻医を受け入れる県内の専門研修病院を見学にしてもらうことで、島根の医療に関心を持ち、県内で研修を行う専攻医を確保するため、専門研修病院の見学に係る旅費を予算の範囲で助成する。

2. 助成対象者

臨床研修医(臨床研修を修了した者であって、専攻医登録をする予定の者を含む。)

3. 助成内容

- (1) 研修医等が、県内の専門研修病院(基幹施設)の見学に要した旅費を定額で助成する。
- (2) 助成額は、別紙助成金額表に基づき、病院見学の行程上必要と認められる交通費及び宿泊費とする。
(ただし、1人につき2回/年度を限度とする。)

4. 事業の流れ

- ① 助成金の交付を希望する者は、各病院との見学日程等の調整を行った後、病院見学の2週間前までにしまね地域医療支援センター(以下「支援センター」という。)に「専門研修病院見学支援事業助成申請書」をEメールにて提出するものとする。
- ② 助成金の交付を希望する者は、病院見学の実施後、2週間以内に「専門医研修病院見学支援事業報告書」を支援センターに提出するものとする。
- ③ 支援センターは、上記の報告書等を確認後、指定の銀行口座へ助成金を振り込むものとする。

5. その他

- (1) 助成金の交付を受けた者は、支援センターが行うアンケートの協力を努めることとする。
- (2) この事業の実施に関し、この要領に定めのない事項については、必要の都度、別途定めるものとする。

附則 この要領は、令和2年6月19日から施行する。

(別紙)所在地別交通費助成金額表

県外(*鳥取県を除く)

区分	住居地	助成額
中国	岡山 広島 山口	10,000 円
四国	徳島 香川 愛媛 高知	15,000 円
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	20,000 円
その他	北海道 東北地方 関東地方 中部地方 九州地方 沖縄	30,000 円

島根県、鳥取県

区分	助成額
勤務先から隣接する圏域間の移動	2,000 円
勤務先から100キロ未満の移動	7,000 円
勤務先から100キロ以上の移動	10,000 円

(注)宿泊費は、1泊9,800円とし2泊までを限度とする。

自宅等に宿泊した場合は、対象外とする。